

食品営業許可に係る廃業届（知事が許可権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠、届書様式等】

食品衛生法施行細則第二十五条

営業者が廃業したときは、別記第十一号様式による届書により、その日から十日以内に知事に届け出なければならない。

別記第11号様式(第25条関係)

年 月 日	
殿	
届出者	住 所 氏 名
〔法人の場合は、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名〕	
廃 業 届	
下記のとおり廃業したので、食品衛生法施行細則第25条の規定により届け出ます。	
記	
営業所の所在地	
営業所の名称等	
廃業年月日	年 月 日
営業許可の番号及び年月日	
営 業 の 種 類	
1	第 号 年 月 日
2	第 号 年 月 日
3	第 号 年 月 日
4	第 号 年 月 日
5	第 号 年 月 日
備考	

(日本産業規格A列4番)